

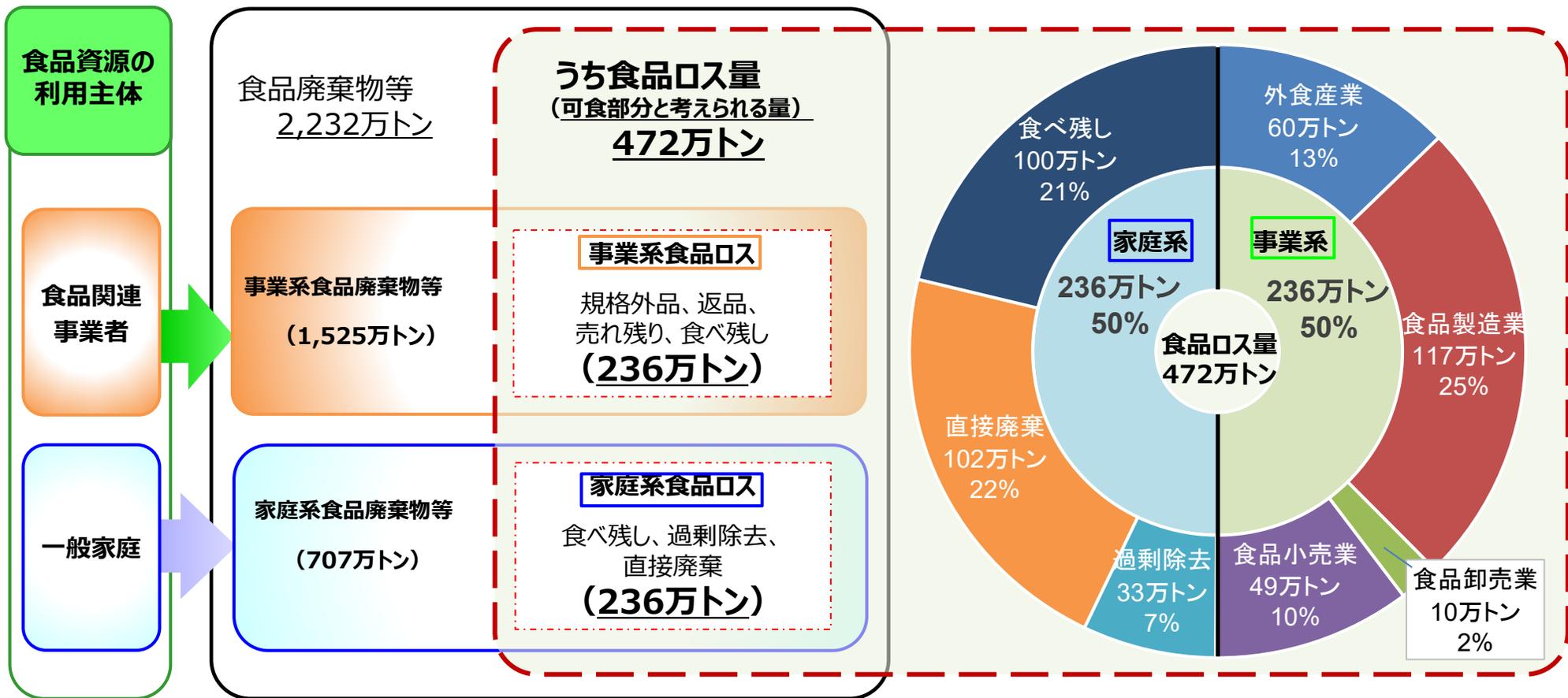
「第2次食品ロスの削減の推進に 関する基本的な方針」について

消費者庁消費者教育推進課
食品ロス削減推進室

- ・「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」の変更点について
- ・消費者庁における食品ロス削減の取組
- ・地方公共団体における食品ロス削減推進計画の策定について

● 食品ロスの発生要因

食品廃棄物等の発生状況と割合 <概念図>



資料：農林水産省及び環境省「令和4年度推計」

※割合の記載について、少数点以下を四捨五入により端数処理をしているため、合計値が一致しない場合があります。

〔参考〕 産業廃棄物の総排出量は3億7,592万トン（令和3年度）、一般廃棄物の総排出量は4,034万トン（令和4年度）
 資料：環境省「産業廃棄物の排出・処理状況について」、「一般廃棄物の排出及び処理状況等について」

食品ロスによる経済損失及び温室効果ガス排出量の推計結果

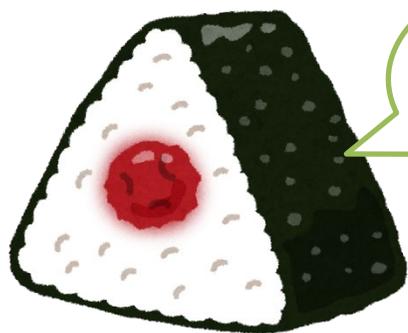
食品ロス削減について、消費者の行動変容をより促すためには、「経済損失」や「温室効果ガス排出量」といった消費者の共感を生む指標も合わせて公表することが望ましいことから、2022年度推計から食品ロス量を基に、食品ロスによる経済損失と温室効果ガス排出量を推計。

2022年度食品ロス量（472万トン）による経済損失及び温室効果ガス排出量

○食品ロスによる経済損失の合計 **4.0兆円**

国民一人当たりの食品ロスによる経済損失

88円／日／人

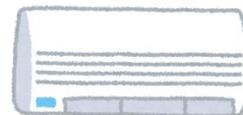


毎日、日本全体でおにぎり約1億個分のお金を捨てている計算

○食品ロスによる温室効果ガス排出量の合計 **1,046万t-CO₂**

国民一人当たりの食品ロス削減によるCO₂削減効果

27℃ → 28℃



食品ロスを8%（約37万トン）を減らすと、上記のエアコン設定温度変更と同等のCO₂削減効果

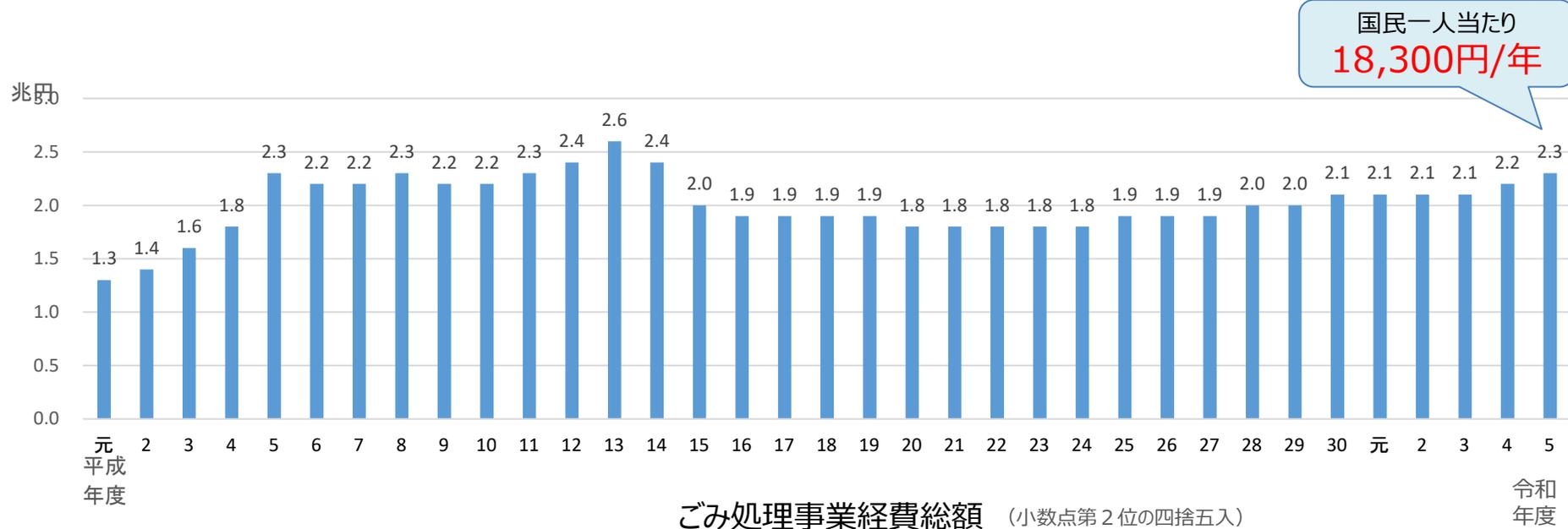
※1 国民一人あたりは住民基本台帳の2023年1月1日時点の人口に対する値。

※2 経済損失は各部門（事業部門・家庭部門）にまたがるものを合計したものであり、食品ロスの削減による経済上の利得が全て家計に裨益するものではない。

※3 温室効果ガス排出量は各部門にまたがるものを合計したものであり、食品ロスからの排出が全て家庭からの排出としてカウントされるものではない。

ごみ処理事業経費

ごみ処理事業経費（一般廃棄物処理事業のうち、し尿処理事業経費を除く） **約 2.3 兆円**



資料：環境省「一般廃棄物の排出及び処理状況等について」

【参考】 1人1日当たり都道府県別家庭系ごみ排出量（令和4年度）

注）食品ロスは、家庭系ごみの約1割程度

（単位：グラム/人日）

北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
457	588	514	540	576	544	619	597	552	640	513	501	467	431	503	555	488	576	583	420	516	513	501	575
滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	全国平均
489	394	428	481	502	581	471	560	496	430	529	579	455	542	590	512	544	554	475	528	553	523	493	496

持続可能な開発目標（SDGs）と食品ロスの削減

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDGs）

- ・2015年（平成27年）9月に、国連の「持続可能な開発サミット」で採択された2016年から2030年までの国際目標。
- ・貧困を撲滅し、持続可能な世界を実現するために、17のゴール（目標）が設定されている。



★「食品ロス削減」に関する目標

目標 12. 持続可能な生産消費形態を確保する（つくる責任 つかう責任）

12.3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。



（英語本文）

12.3 By 2030, halve per capita global **food waste** at the retail and consumer levels and reduce **food losses** along production and supply chains, including post-harvest losses

食品ロスの削減の推進に関する法律

令和元年5月31日公布（令和元年法律第19号）
令和元年10月1日施行

<食品ロスの問題>

- ・我が国ではまだ食べることができる食品が大量に廃棄
- ・持続可能な開発のための2030アジェンダ（2015年9月国連総会決議）でも言及

資源の無駄（事業コスト・家計負担の増大）、環境負荷の増大等の問題も

前文

- ・世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題であることを明示
 - ・食品ロスを削減していくための基本的な視点として、①国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと、②まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、できるだけ食品として活用するようにしていくことを明記
- ➔ 多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、本法を制定する旨を宣言

食品ロスの削減の定義（第2条）

まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取組

責務等（第3条～第7条）

国・地方公共団体・事業者の責務、消費者の役割、関係者相互の連携協力

食品廃棄物の発生抑制等に関する施策における食品ロスの削減の推進（第8条）

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律等に基づく食品廃棄物の発生抑制等に関する施策の実施に当たっては、この法律の趣旨・内容を踏まえ、食品ロスの削減を適切に推進

食品ロス削減月間（第9条）

食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、食品ロス削減月間（10月）を設置

基本方針等（第11条～第13条）

- ・政府は、食品ロスの削減の推進に関する基本方針※を策定（閣議決定）
- ・都道府県・市町村は、基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定

※令和2年3月31日 閣議決定（令和7年3月25日 変更）

基本的施策（第14条～第19条）

- ①消費者、事業者等に対する教育・学習の振興、知識の普及・啓発等
※ 必要量に応じた食品の販売・購入、販売・購入をした食品を無駄にしないための取組等、消費者と事業者との連携協力による食品ロスの削減の重要性についての理解を深めるための啓発を含む
- ②食品関連事業者等の取組に対する支援
- ③食品ロスの削減に関し顕著な実績がある者に対する表彰
- ④食品ロスの実態調査、食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査研究
- ⑤食品ロスの削減についての先進的な取組等の情報の収集・提供
- ⑥フードバンク活動の支援、フードバンク活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査・検討

食品ロス削減推進会議（第20条～第25条）

内閣府に、関係大臣及び有識者を構成員とし、基本方針の案の作成等を行う食品ロス削減推進会議を設置

（会長：内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全））

食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針

【第1次基本方針：令和2年3月31日閣議決定】

「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」は、行政、事業者、消費者等の取組の指針となるものとして「食品ロスの削減の推進に関する法律」の規定に基づき策定。

《我が国の食品ロスの状況》

(第2次基本方針策定時)

事業系236万トン
家庭系236万トン

- ・食品ロス量は年間472万トン（令和4（2022）年度推計）
= 国連世界食糧計画（WFP）による食料支援量（約370万トン）の1.3倍
- ・年間1人当たりの食品ロス量は38kg

持続可能な社会の実現

多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進



食品ロスの削減の推進において消費者、食品の生産・製造・販売等に関わる事業者等に求められる役割と行動

消費者、食品関連事業者、国・地方公共団体等の各主体がそれぞれの立場で、食品ロスの問題を「他人事」ではなく、『**我が事**』として捉え、**行動に移すことを促進**。

《消費者》

日々の生活の中でできることを一人一人が考え、行動に移す。

例)

- ・買物の前に家にある食材をチェック。
- ・定期的な冷蔵庫内の在庫管理。
- ・食卓に上げる料理は食べられる量に。
- ・外食時は食べられる量を注文、宴会時の3010運動等の実践、残った場合は自己責任の範囲で持ち帰り。

3010運動

注文の際、**適量を注文**しましょう。

総額30分は、席を立たず、**剩選を減ら**しましょう。

お聞き前10分は、自分の席に戻って、再度、**剩選を減ら**しましょう。



〔自己責任で持ち帰ることができるところを明示した店舗ステッカー〕

《農林漁業者・食品関連事業者》

事業活動による食品ロスを把握、商慣習を含め見直しに取り組む。

例)

- ・規格外や未利用の農林水産物の有効活用。
- ・賞味期限表示の大括り化、賞味期限の延長、納品期限（3分の1ルール）の緩和。
- ・季節商品（恵方巻きなど）の予約販売等。
- ・値引き・ポイント付与等による売り切り。
- ・外食での小盛りメニュー等の導入。
- ・持ち帰りへの対応。



〔恵方巻きのロス削減プロジェクトの目印〕



〔小盛りメニュー等の導入〕

《国・地方公共団体》

消費者等への普及啓発、食品関連事業者等の取組への支援、情報の収集・提供、未利用食品を提供するための活動の支援等を実施。

例)

- ・食品ロス削減の施策の推進。
- ・災害時用備蓄食料の有効活用。
- ・主催イベントでの食品ロスの削減。
- ・食品ロス削減の推進に関する表彰。

都道府県及び市町村は、地域の特性を踏まえた取組を推進するため、「食品ロス削減推進計画」を策定（努力義務）。国は、計画策定を促進。



〔国の災害時用備蓄食料の有効活用としてフードバンク団体へ提供〕



〔食品ロス削減全国大会の実施〕

食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針

【第2次基本方針：令和7年3月25日閣議決定】

第1次基本方針において、食品ロスの削減の目標は、家庭系食品ロスと事業系食品ロス共に、2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減させることと設定。直近2022年度の食品ロス量は家庭系・事業系ともに236万トンであり、家庭系についてはあと20万トンの削減が必要。事業系については2030年度目標を8年前倒しで達成したことから、新たな目標として60%減と設定。今後は、新型コロナウイルス感染症の影響が残っている可能性や、経済成長・インバウンドの拡大など様々な状況から、更なる削減の取組が進むよう具体的な施策を追加。

《食品ロスの削減の目標》

2000年度比で2030年度までに

- ①家庭系食品ロスは、50%減**早期達成** ←あと20万トン削減
事業系食品ロスは、60%減【新規】
- ②食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%【継続】

※2024年度は74.9%

食品ロス量の推移と削減目標



食品ロスの削減の推進に関する基本的施策

※(3)表彰、(5)情報の収集及び提供(継続)

(1) 教育及び学習の振興、普及啓発等

【新規】

- ✓ 食品ロス削減、食品寄附促進及び食品アクセス確保の三つの施策を「食の環(わ)」プロジェクトとして一元的に発信。
- ✓ 「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」に基づき、消費者の自己責任を前提とした持ち帰りの周知。
- ✓ 脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動「デコ活」の推進及びmottECOの普及促進。
- ✓ 地方公共団体での食品ロス削減の取組状況の公表などを通じた、地域での取組の底上げ・横展開。
- ✓ 地域等において食品ロスの削減を担う人材となる食品ロス削減推進サポーターの育成。
- ✓ 未就学児を対象に食育等の取組を進めるため、保育所、幼稚園等において栄養士・管理栄養士や栄養教諭を配置。
- ✓ 国際的な組織との連携を通じた先駆的取組の共有により、国際展開を推進。



【食品ロス削減推進
サポーター育成用教材】



【国際連携による情報共有】

(2) 食品関連事業者の取組に対する支援

【新規】

- ✓ 「食品廃棄物等の発生抑制に向けた取組の情報連絡会」において、納品期限の見直しや賞味期限の安全係数の見直し及び大括り表示への見直しについて周知・徹底し、商慣習の見直しを推進。
- ✓ 食べ残し持ち帰りに関する留意事項について「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」に基づき周知。
- ✓ mottECO導入事例の知見・ノウハウの周知。
- ✓ 「食品期限表示の設定のためのガイドライン」の改正内容の周知及び取組の促進。
- ✓ 企業における発生抑制等の具体的な取組内容が公表される仕組みの検討。



【食品ロス削減・食品寄附促進
アプリ等の活用】

【拡充】

- ✓ ICT、AI等の新技術の活用といったDXの推進による食品ロス削減及び食品寄附の取組の促進。

(4) 実態調査及び調査・研究の推進

【新規】

- ✓ 事業者の災害時用備蓄食料の廃棄量の実態把握と有効活用の検討。
- ✓ 家庭系食品ロスの発生要因に応じた効果的な削減策の整理、地域との関係主体向け手引きの取りまとめ。

【拡充】

- ✓ 食品ロス発生量及びその経済損失・環境負荷(温室効果ガス排出量)の推計の継続的な実施。

(6) 未利用食品等を提供するための活動(食品寄附)の支援等

【新規】

- ✓ 食品寄附活動の社会的信頼の向上と活動定着のための「食品寄附ガイドライン」の普及啓発。
- ✓ 一定の管理責任を果たすことができるフードバンク活動団体等を特定するための仕組みを構築。
- ✓ 社会全体のコンセンサスの醸成等を踏まえ、食品寄附に伴って生ずる民事責任の在り方について、最終受益者の被害救済にも配慮した法的措置を講ずることを目指す。
- ✓ 食品寄附を行う事業者の取組を促進するため、税制上の取扱いの周知や企業版ふるさと納税を活用した食品寄附の優良事例を発信。
- ✓ フードバンク団体等を介した食品寄附を促進するための支援の強化。



【ガイドライン作成
による食品寄附促進】

食品寄附ガイドライン
～食品寄附の信頼性向上に向けて～
令和6年12月25日公表

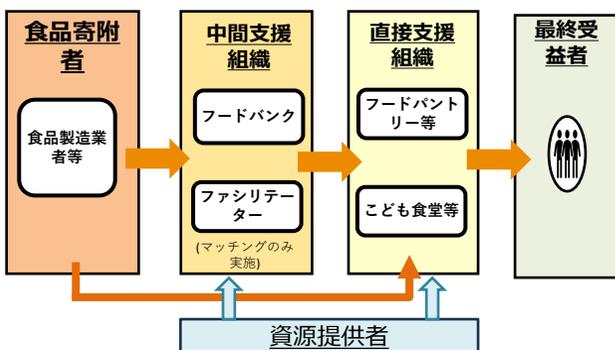
1. 概要

食品寄附への社会的信頼を高めるため、フードバンク等食品寄附に関わる各主体が遵守すべき基準や留意事項を示したガイドラインを、官民協議会における議論を通じて策定。

2. 具体的な内容

- ・ 提供元・提供先における合意事項(転売禁止等)
- ・ 安全・衛生面の管理
- ・ 提供時の注意(情報伝達、保冷剤の提供等)
- ・ トレーサビリティ(記録の作成・保存)
- ・ 事故時の対応(保険の加入等)

食品寄附の流れ



食べ残し持ち帰り促進ガイドライン
～SDGs目標達成に向けて～
令和6年12月25日公表

1. 概要

事業者・消費者双方が安心して食べ残しの持ち帰りを促進することができるよう、事業者が民事上又は食品衛生上留意すべき事項及び消費者に求められる行動について、消費者庁・厚生労働省の検討会で整理して策定。

2. 基本的な考え方

- ・ まずは消費者が食べることが重要であるが、食べ残してしまったものの持ち帰りも1つの有効な方法。
- ・ 事業者が消費者に一定の注意事項の説明等を行うとともに、消費者も自己責任の下に持ち帰りをを行うことで、双方の持ち帰りに対する意識の変化や行動変容を促す。



食品期限表示の設定のための
ガイドライン
令和7年3月28日公表

$$\text{賞味期限} = \text{客観的な試験に基づく期限} \times \text{安全係数}$$

(例: 80日) (例: 100日) (例: 0.8)

主な改正点①

食品の特性等に応じた「安全係数」の設定

- ・ 安全係数は1に近づけることが望ましい。
- ・ 加圧加熱殺菌しているレトルトパウチ食品等、変動が少なく客観的な試験に基づく期限で安全性が十分に担保されている食品は、安全係数を考慮する必要はないと考える。
- ・ 一方、数値は、微生物が増殖する可能性等の変動が大きい食品には、その特性に応じて設定する必要がある。

主な改正点②

賞味期限を過ぎても「食べることができる期限」

- ・ 事業者は、消費者等から求められた場合には、まだ食べることができる期限の目安について、できる範囲で情報を提供しよう努める。

飲食店等における「食べ残し」対策

外食時の「おいしい食べきり」全国共同キャンペーンの実施

1. 主旨

本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品、いわゆる「食品ロス」は、年間約472万トン（令和4年度推計）。消費者・事業者・地方公共団体を含めた様々な関係者が連携し、食べきりを推進することが重要。

消費者庁は、農林水産省、環境省及び全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会（R7.2.12現在 447自治体）と共に、令和6年12月から令和7年1月までの年末年始のシーズンに、外食時の「おいしい食べきり」全国共同キャンペーンを実施し、「宴会5箇条」や「3010運動」等の普及啓発の取組を実施。

2. 内容

関係省庁では、食べきりに関するSNS発信や、キャンペーンのチラシをウェブサイトで紹介、食品ロス削減推進に資する普及啓発資材のイベント展示のほか、職場の食堂等に食品ロス削減の普及啓発三角柱の設置。

全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会においては、全国チェーンの飲食店に小盛りサイズメニュー導入等を要請。

〈外食時の「おいしい食べきり」全国共同キャンペーンポスター（令和6年度版）の例〉



〈消費者庁食品ロス削減啓発用POP（外食編・宴会編）〉

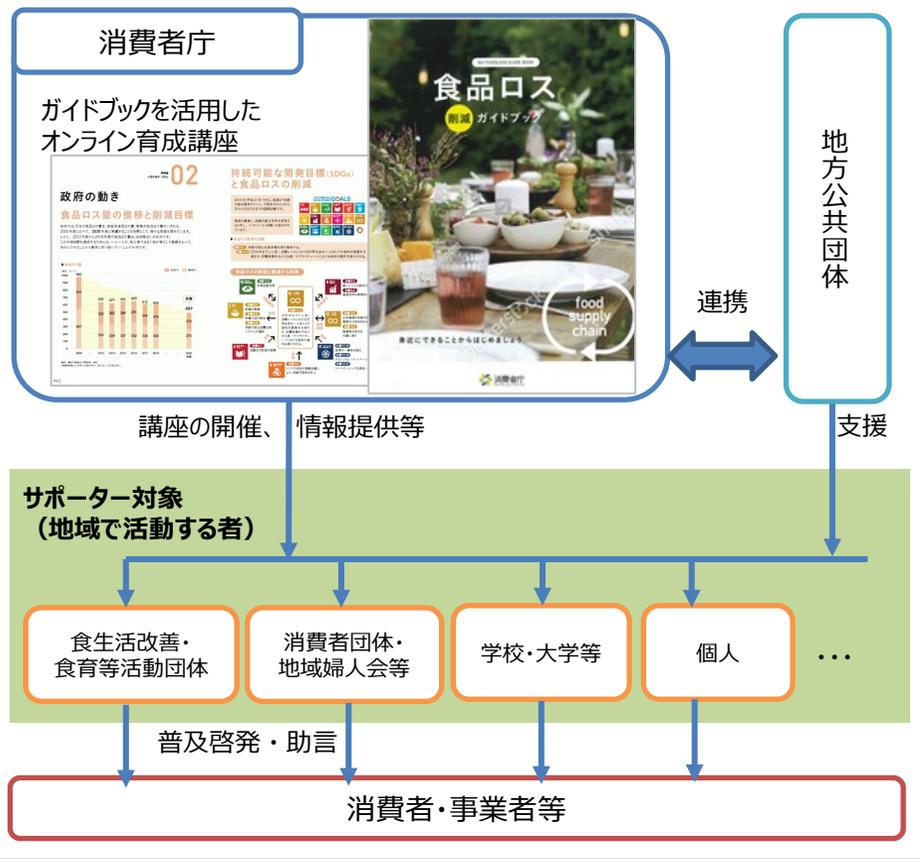
〈全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会（宴会5箇条）〉

普及啓発の促進に向けた人材育成 食品ロス削減推進サポーターについて

食品ロス削減推進法の基本方針・基本的施策（抜粋）

- ・食品ロスの削減に向けて、国民各層がそれぞれの立場において主体的に課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要。
- ・地域等において食品ロスの削減を担う人材を育成するため、教材の開発、提供等を推進するとともに、食品ロス削減推進サポーター育成講座を定期的を実施する。

食品ロス削減推進サポーター育成の体制イメージ



食品ロス削減推進サポーター登録の流れ

1. 消費者庁が開催する育成講座を受講
2. 講座を踏まえた試験を受験
3. サポーター登録の希望者は、消費者庁へ申請
4. 消費者庁は、手続きを経て、希望者を認定

〈サポーター認定バッジ〉



サポーター登録人数 **3,523人**※

※令和7年3月現在。登録は随時受付中

消費者庁から
情報提供等の
フォローアップ

サポーターの活躍（例）

- 地方公共団体が開催する食品ロス削減に関する講座
- 自団体内で開催する学習会
- 地域イベントでの啓発（イベント、ファーマーズマーケット、展示会等）
- 学校現場でのSDGs、環境、社会、家庭科、食育等での出前授業
- 地元の一般事業者への社員教育
- 地元の食品事業者等への食品ロス削減に向けた取組の助言等

「食の環（わ）」プロジェクトの取りまとめとその発信（概要）



「食の環（わ）」プロジェクトの背景

- 25年ぶりの「食料・農業・農村基本法」の見直しにおいて、「食品アクセスの確保」の考え方を明記。具体的には、経済的、物理的に食品にアクセス困難な方々に健康な食生活を享受できるようにする取組を政府として推進していく必要。
- 「食品ロス削減」や「食品寄附促進」に加え、「食品アクセスの確保」に向けた取組を関係府省庁や地方公共団体が縦割りに陥ることなく、一体的に取り組みめるように、**食品ロス削減、食品寄附促進、食品アクセス確保の3つの施策を包括する概念**を「**食の（わ）**」と呼ぶことについて、関係府省庁で申合せ。

＜「食の環（わ）」プロジェクトに向けた施策の全体像（概要）＞

食品ロス削減	(食品の)経済的アクセス	(食品の)物理的アクセス
排出削減の取組 (公表・商慣習見直し・国民運動等)	食料提供に向けた体制づくり (地域の関係者が連携して取り組む協議会の設置等支援)	
食品寄附の促進 (期限表示、保険、DX)	食料提供に資する体制づくり (食料支援等を通じたつながり創出)	移動販売等の拠点となる施設整備 店舗への交通手段の確保
フードバンク・子ども食堂等を介した食品寄附への支援 (食品寄附ガイドライン作り、フードバンク・子ども食堂等の活動支援等)		移動販売等で店舗を届ける
食べ残し持ち帰り促進 (持ち帰りガイドライン作り)	フードバンク・子ども食堂等への食料提供 (備蓄米無償交付等)	商品を届ける (ラストワンマイル配送支援等)
		食品アクセスの状況や対策事例等

今後の取組予定

- 今後、関係府省庁は、食品ロス削減・食品寄附促進・食品アクセス確保に関わる幅広い施策において、「食の環（わ）」プロジェクトの一環であることや、「食の環（わ）」共通のロゴマークを使用して、ワンボイスで発信する。(ロゴマークは、行政だけでなく、民間も利用可能)
- 「食の環（わ）」プロジェクト特設サイトを立ち上げ、「食の環（わ）」プロジェクトに関する関係府省庁の情報を集約する。
- 今後、本プロジェクトの成果の「見える化」を検討していく。

「食の環（わ）」プロジェクトロゴマーク（イメージ）

(関係府省庁による発出文書等において、下記のいずれかの「食の環（わ）」プロジェクトロゴマークを使用。また、一定の要件の下、民間団体等にもロゴマークの使用を認める。)



食品ロス削減推進計画の策定状況

食品ロス削減推進計画の意義

食品ロス削減推進法 第12条、第13条

都道府県及び市町村※は、食品ロス削減推進法の基本方針を基に、食品ロス削減推進計画を策定（努力義務）

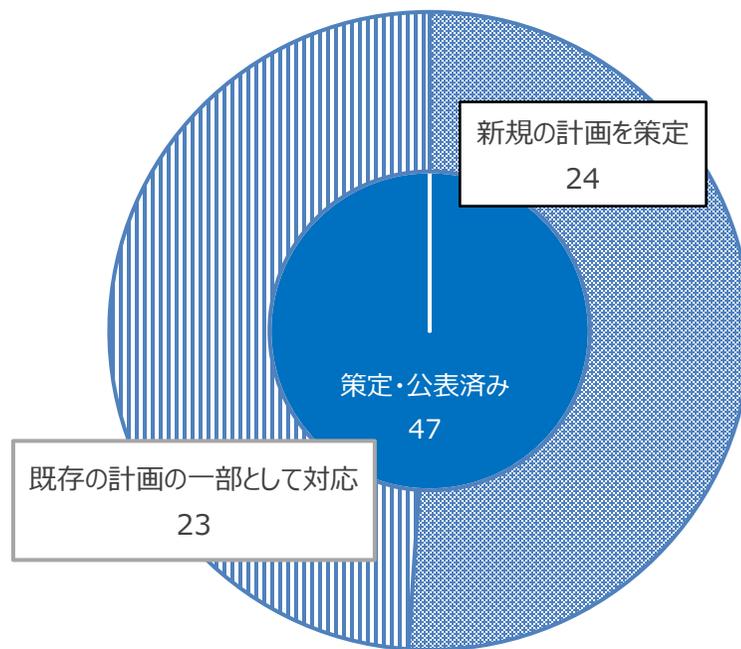
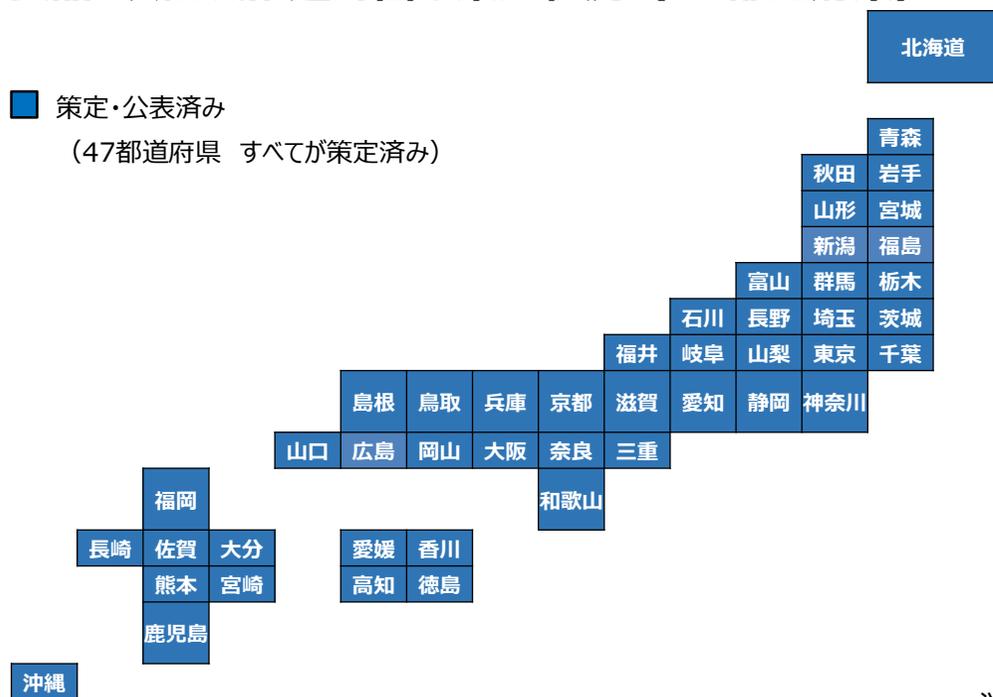
※市町村は、本基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえて策定することが望まれる。

- 我が国全体として、食品ロスの削減を推進していくためには、国が実施する施策に加えて、より生活に身近な地方公共団体において、それぞれの地域の特性を踏まえた取組を推進していくことが重要。
- 食品ロス削減推進計画は、地域における食品ロスの削減にとって、消費者教育、環境、廃棄物処理、産業振興、地域づくり等の観点から、重要な位置付けを有するもの。

食品ロス削減推進計画の策定状況（47都道府県）

■ 策定・公表済み

（47都道府県 すべてが策定済み）

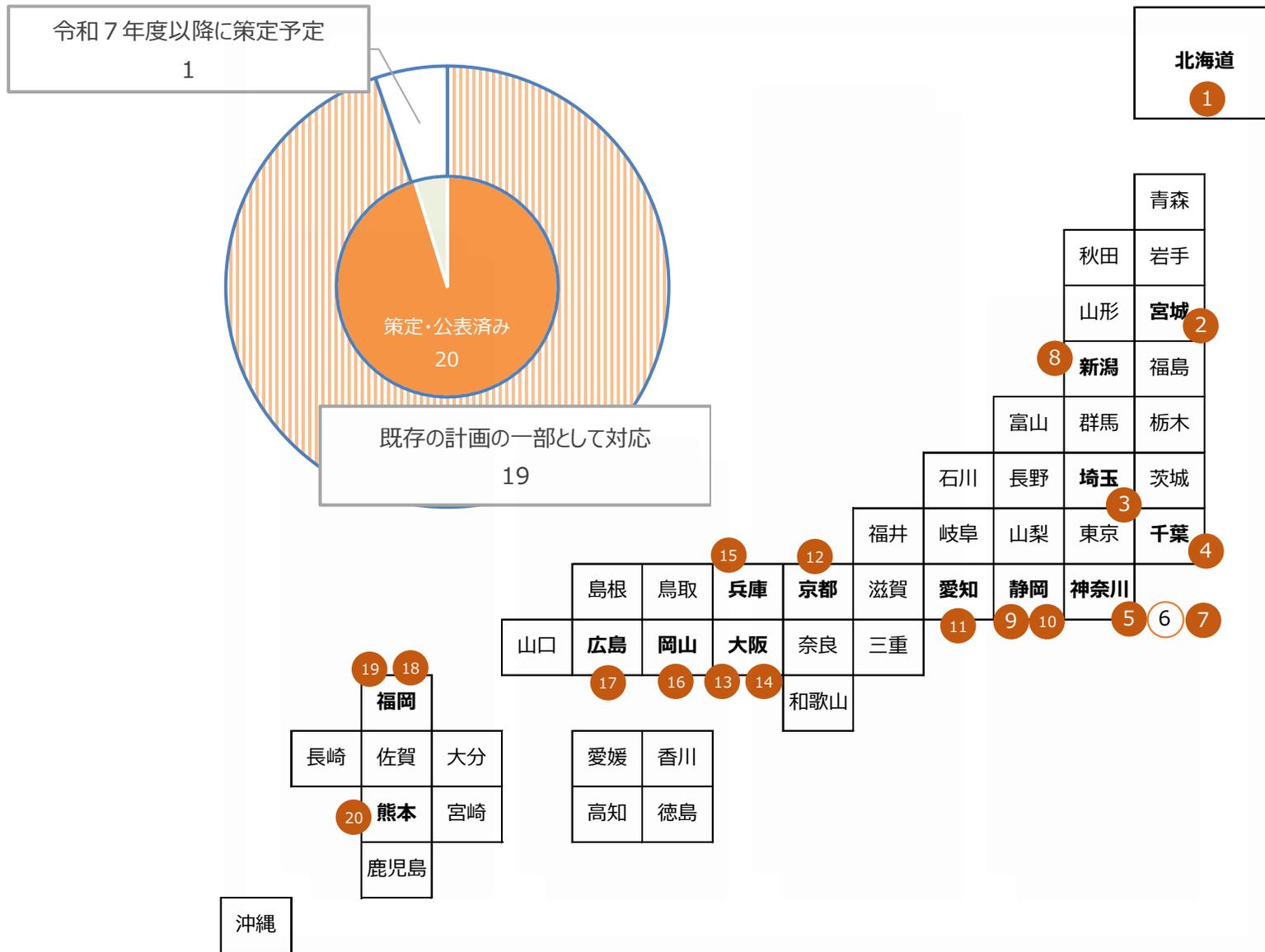


食品ロス削減推進計画の策定状況（20指定都市）

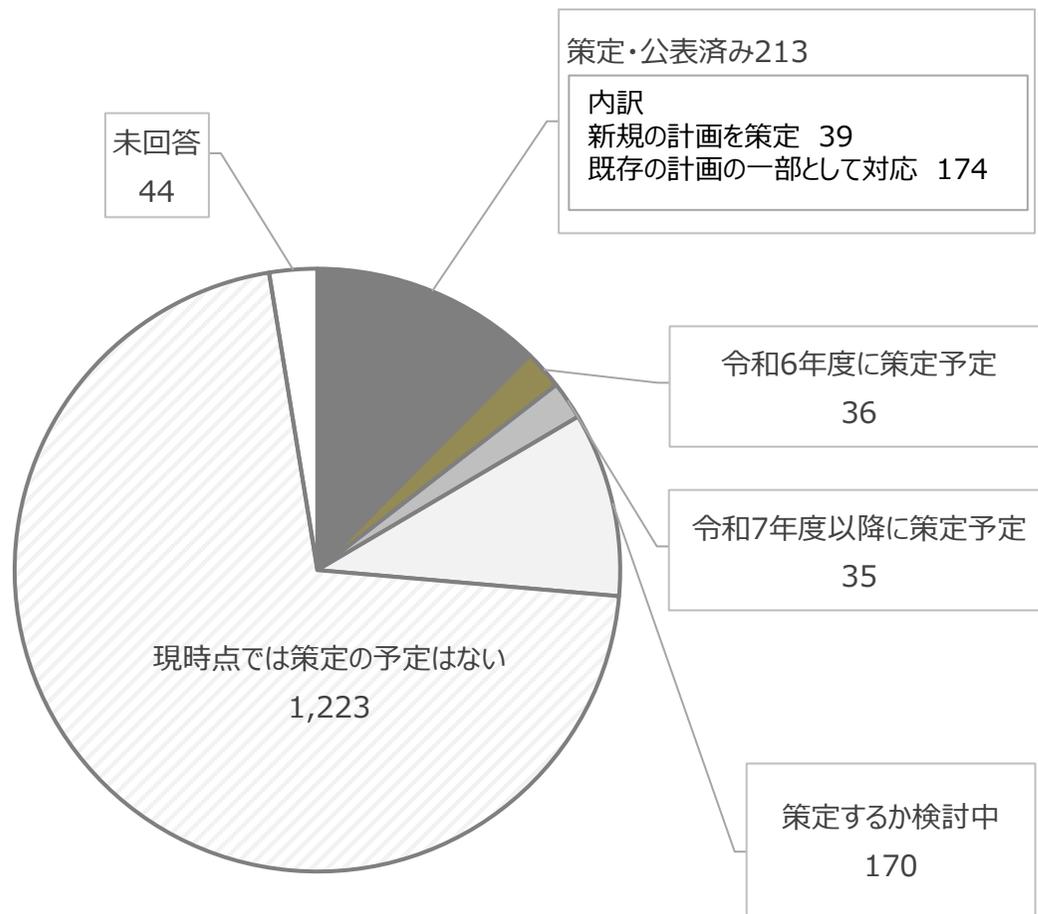
● 策定・公表済み

○ 令和7年度以降に策定予定

指定都市
① 札幌市
② 仙台市
③ さいたま市
④ 千葉市
⑤ 横浜市
⑥ 川崎市
⑦ 相模原市
⑧ 新潟市
⑨ 静岡市
⑩ 浜松市
⑪ 名古屋市
⑫ 京都市
⑬ 大阪市
⑭ 堺市
⑮ 神戸市
⑯ 岡山市
⑰ 広島市
⑱ 北九州市
⑲ 福岡市
⑳ 熊本市



食品ロス削減推進計画の策定状況（1721市区町村）



【別添】

事務連絡
令和4年2月

各都道府県
食品ロス削減に関する窓口部局 御担当各位

消費者庁 消費者教育推進課
食品ロス削減推進室

市町村食品ロス削減推進計画の共同策定について

日頃より消費者行政、特に食品ロス削減の推進にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づき、市町村が策定する「市町村食品ロス削減推進計画」については、地域の実情に応じ、各市町村において策定することとされているところ、令和3年6月18日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、「市町村が策定する計画は特段の支障がない限り原則として共同策定を可能とする。」ことが明記されたところです。

つきましては、市町村食品ロス削減推進計画の策定については、複数市町村による共同策定を可能とするものとして、各都道府県から市町村へ改めて当該計画の策定を促すようよろしくお願い申し上げます。

なお、令和2年度時点で、「都道府県食品ロス削減推進計画」は約6割の都道府県が策定済みとなっており、「市町村食品ロス削減推進計画」については、策定率が2%に留まっております。食品ロスの削減を推進していくためには、国が実施する施策に加えて、より生活に身近な地方公共団体において、それぞれの地域の特性を踏まえた取組を推進していくことが重要です。食品ロス削減推進計画は、地域における食品ロスの削減にとって、消費者教育、環境、廃棄物処理、産業振興等の観点から、重要な位置付けを有するものと考えており、引き続き、計画の策定の推進に御理解、御協力いただきますようお願いいたします。

【参考】

- 食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針
Ⅲ その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/promote/pdf/promote_200331_0001.pdf
- 「経済財政運営と改革の基本方針2021」
3. 国と地方の新たな役割分担等（地方自治体間の補完・連携等）
https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2021/2021_basicpolicies_ja.pdf

【問合せ先】
〒100-8958
千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館6階
消費者庁 消費者教育推進課 食品ロス削減推進室
担当：中根、鈴木、橋本
電話：03-3507-9244（直通）
Mail：no-foodloss@caa.go.jp



消 教 推 第 210 号
令和 7 年 4 月 16 日

各都道府県知事 殿
各指定都市市長 殿

消費者庁長官 新井 ゆたか
(公印省略)

食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針について (通知)

「食品ロスの削減の推進に関する法律」(令和元年法律第 19 号。以下「法」という。)第 11 条第 5 項において準用する同条第 3 項の規定に基づき、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」(以下「基本方針」という。)について、令和 7 年 3 月 25 日に変更の閣議決定がされましたのでお知らせいたします。

都道府県及び市町村においては、法第 12 条及び第 13 条の規定により、それぞれ、基本方針を踏まえ、「食品ロス削減推進計画」(以下「計画」という。)を定めるよう努めなければならないこととされており、これは計画の変更についても準用されますので、策定済みの計画については、基本方針の変更を踏まえた変更を努めていただきますようお願いいたします。まだ計画を策定していない地方公共団体におかれては、この機会に策定に努めていただきますようお願いいたします。計画の策定については、新たな計画策定のみならず、廃棄物処理計画等の既存の計画等の中に位置付けることができ、また、市町村が策定する計画は、特段の支障がない限り原則として複数市町村による共同策定が可能ですので、各地方公共団体において柔軟に御対応いただき、食品ロスの削減に向けた取組を推進していただきたいと思いますと考えております。

基本方針等を別紙のとおり送付いたしますので、十分に御確認の上、計画の策定又は変更並びに法及び基本方針の趣旨を踏まえた取組に努めていただきますよう、改めてお願い申し上げます。なお、都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村及び関係機関・団体に対して、このことを周知いただくとともに、貴都道府県内の市町村からも関係機関・団体に対して周知いただくよう、併せて周知願います。また、指定都市市長におかれましては、関係機関・団体に対して、このことを周知願います。

【添付資料】

食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針 (令和 7 年 3 月 25 日閣議決定)

食品ロスの削減の推進に関する法律

食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針 (概要)

市町村食品ロス削減推進計画の共同策定について (事務連絡)

【本件連絡先】

消費者庁消費者教育推進課食品ロス削減推進室

電話 : 03-3507-9244 (直通)

メールアドレス : no-foodloss@caa.go.jp

まだ計画を策定していない地方公共団体におかれては、この機会に策定に努めていただきますようお願いいたします。

計画の策定については、新たな計画策定のみならず、廃棄物処理計画等の既存の計画等の中に位置付けることができ、また、市町村が策定する計画は、特段の支障がない限り原則として複数市町村による共同策定が可能ですので、各地方公共団体において柔軟に御対応いただき、食品ロスの削減に向けた取組を推進していただきたいと思います。

地方消費者行政強化事業

1. 重要消費者政策に対応する地方消費者行政の充実・強化（補助率：原則1/2※）

事業メニュー

※自主財源化の充実への取組が不十分な地方公共団体に対し、一部3分の1の補助率を導入。(1)の新たな相談支援システムへの移行経費は定額。

- (1) 消費生活相談体制の充実・強化(消費生活相談のデジタル対応(新たな相談支援システムへの移行に係る経費を含む。)、相談員業務のテレワーク化、指定消費生活相談員等による相談機能強化、対応困難者への対応力強化、広域連携の立上げ等)
- (2) 配慮を要する消費者(高齢者、障害者、外国人等)に対する相談・見守り体制の整備・運用
- (3) **消費者教育・啓発**への取組
- (4) SDGsへの取組(**エシカル消費**、消費者志向経営、**食品ロス削減**等)
- (5) 法執行体制の強化、事業者のコンプライアンス確保への取組

2. 国の重要政策に係る消費生活相談員等レベルアップ事業（補助率：原則1/2※）

研修メニュー

- (1) 社会のデジタル化の進展・電子商取引の拡大への対応
- (2) 配慮を要する消費者(高齢者、障害者、外国人等)への相談対応
- (3) 消費者教育・消費者政策の普及啓発
- (4) 消費者
- (5) 対応困

- 出前授業や講座実施・教材作成
- 食品ロス削減全国大会の開催
- **食品ロス削減推進計画の策定**
- フードバンク・フードドライブ活動支援
- 食品ロス削減推進サポーター育成
- 普及啓発、実態調査など

3. 靈感商法を含めた悪質商法対策事業（補助率：定額）

事業メニュー

- (1) 消費者被害の防止・早期発見(消費者教育の推進・周知啓発、消費者安全確保地域協議会の構築、運営)
- (2) 消費生活相談等の機能強化(消費生活相談の機能強化、悪質事業者等への対応強化)

地方消費者行政推進事業(旧地方消費者行政推進交付金)(補助率：定額)

平成20年度に創設された地方消費者行政活性化基金の流れをくむ地方消費者行政推進交付金と同様の支援措置として、令和7年度(人口5万人未満の市町村は令和9年度)まで活用可能(相談員人件費にも活用可)。

事業メニュー

1. 消費生活相談機能整備・強化事業
2. 消費生活相談員養成事業
3. 消費生活相談員等レベルアップ事業
4. 消費生活相談体制整備事業
5. 市町村等の基礎的な取組に対する支援事業
6. 地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業
7. 消費者安全法第47条第2項の規定に基づく法定受託事務